

# 東員町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年9月5日  
東員町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

東員町においては、稲作を基幹作物として、小麦・大豆などの多様な農業が展開されているが、近年においては、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより主業農家数も年々減少し、多様な意欲ある農業経営体の育成・確保や効率的かつ安定的な土地利用の推進が大きな課題となっている。

そのため、農業委員会としては、遊休農地の発生防止及び解消、担い手への農地利用の集積・集約化など、農地等の利用の最適化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と担当地区で活躍する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）がお互いに連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項の規定に基づき、東員町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止及び解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	698.70 h a	7.3 h a	1.04 %
3年後の目標 (平成32年3月)	696.70 h a	5.0 h a	0.72 %
目 標 (平成36年3月)	694.70 h a	4.5 h a	0.65 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経

営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興長連名通知)を基本とし、適切な時期に実施する。

なお、従前から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場確認については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。
- ② 農地中間管理機構との連携について
  - 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い
  - 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て、三重県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。
- ④ 非農地判断について
  - 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用の集積及び集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	特定農作業受託 (C)	集積率 ((B+C)/A)
現 状 (平成29年3月)	698.70 ha	313.47 ha	206.21 ha	74.38 %
3年後の目標 (平成32年3月)	696.70 ha	333.17 ha	204.68 ha	77.20 %
目 標 (平成36年3月)	694.70 ha	354.77 ha	201.00 ha	80.00 %

#### 【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率80%を目指す。

### (2) 担い手への農地利用の集積及び集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて
  - 地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能な「人・農地プラン」の作成と見直しに農業委員及び推進委員が積極的に関わる。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
  - 農業委員会は、東員町、農地中間管理機構、三重北農業協同組合等と連携し、推進委員を中心に、地域で担い手への農地集積を推進するための調整等相談業務等を行い、農地集積を推進する。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
  - 担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の継続を推進する。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 27 年 4 月～ 平成 29 年 3 月)	4 経営体 (20.0ha)
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	5 経営体 (25.0ha)
目 標 (平成 36 年 3 月)	6 経営体 (30.0ha)

※「新規参入者数」、「新規参入者取得面積」は累計とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- 東員町、三重県、三重県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、三重北農業協同組合と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び新規参入者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

##### ② 企業参入の推進について

- 企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を利用した企業参入の推進に努める。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入者を将来の担い手として育てる役割を担う。